

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	揖斐川町

揖斐川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業建設部 農林振興課
所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133
電話番号 0585-22-2111
FAX番号 0585-22-4496
メールアドレス nourin@town.ibigawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、 タヌキ、アライグマ、ハクビシン、 イタチ、ヌートリア、アナグマ、 ツキノワグマ、カワウ、サギ、カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	岐阜県揖斐郡揖斐川町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	0.1ha 20千円
ニホンジカ	水稲	0.1ha 40千円
	麦・豆類	0.1ha 20千円
	野菜・いも類	0.1ha 50千円
ニホンザル	水稲	0.1ha 60千円
	麦・豆類	0.7ha 140千円
	野菜・いも類	0.4ha 731千円
	果樹	0.1ha 50千円
タヌキ、アライグマ、ハクビシン	野菜・いも類	0.1ha 103千円
	果樹	0.1ha 50千円
イタチ、ヌートリア、アナグマ	—	—
ツキノワグマ	—	—
カワウ、サギ、カラス	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシによる被害は、豚熱の影響により個体が減少したため、近年の被害は少ない。通常時であれば4月から6月にかけては野菜類、7～10月にかけては水稲やイモ類への食害並びに水田の掘り起こし等が見られる。

② ニホンジカ

ニホンジカによる食害は、年間を通じて発生している。特徴的な被害として、山林内の植林での剥皮被害や若芽の食害、また水稲の田植後の苗の食害があるほか、野菜類・豆類・水稲等、種類やそれらの各生育段階において、被害状況は多岐にわたり、被害地域も全地域にわたっている。防護柵を効果的に設置した地域については、設置前と比較し栽培作物に関する被害の報告数は減少している。

伊吹山ドライブウェイ沿いにおいては1km²当たり50頭程度の高い密度で生息しており、草木の食害による斜面の裸地化や土砂流出の拡大が進んでいる。生息場所は季節移動し、通常、3～11月は山頂付近の標高1,000m程度の高標高域を使うが、冬季は12～2月に標高500m以下の低標高域を越冬地として使うため、広範囲に渡り季節毎に被害を及ぼしている。

③ ニホンザル

ニホンザルの被害は年間を通じ発生している。令和4年度において県の調査で町内の加害群として16群れの存在が確認され、それぞれの行動圏、個体数、加害レベルが推定されたが、その後の調査により群れの特性に変移がみられ、未確認の群れの存在も確認されている。これに伴い、農業被害及び生活被害の生じる地域と規模についても変移がみられる。特に中山間地においては集落へ出没する群れが存在し、農業被害や生活被害を及ぼしている。近年は平地部においても麦、大豆、水稲、ソバなどの農業被害が増えている。

④ タヌキ、アライグマ、ハクビシン、

4月から9月にかけての野菜や果樹に対する食害を及ぼしている。10月から春にかけては、家屋への侵入による糞尿被害や騒音被害を及ぼしている。

空き家や寺院の近くを棲み家とする場合が多くみられ、特に集落内で農業被害を及ぼしている。

⑤ イタチ

家屋への侵入により糞尿被害や騒音被害を及ぼしている。

⑥ ヌートリア、アナグマ

巣穴の形成により農地の形状破壊を及ぼしている。

⑦ ツキノワグマ

市街地付近での出没が確認されており、住民の生命・身体・財産に危

<p>険が及ぶことが懸念される。</p>
<p>⑧ カワウ コロニーが管内に確認されており、漁協による駆除が実施されているため、被害が防がれている。</p>
<p>⑨ サギ 特定の地域に密集して営巣する。年によっては営巣場所を変える場合があるが、一度営巣したらその年は移動することはほとんど無い。 糞尿による悪臭や、鳴声による騒音などを及ぼす。近年は住民が主体となり、サギの天敵である猛禽類の鳴き声をスピーカーで定期的に発することによる追い払いを実施し、被害が減少している。</p>
<p>⑩ カラス 電柱の電力供給設備に営巣する場合がありますが、電力供給に支障を及ぼす可能性があるが、電力会社による営巣時の除去により被害が防がれている。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	0.1ha 20千円	0.1ha 15千円
ニホンジカ	0.3ha 110千円	0.2ha 80千円
ニホンザル	1.3ha 981千円	1.3ha 800千円
タヌキ、アラ イグマ、ハク ビシン	0.2ha 153千円	0.2ha 125千円
イタチ、ヌー トリア、アナ グマ	生活被害に関する 苦情件数 24件	生活被害に関する 苦情件数 20件
ツキノワグマ	出没件数 99件	出没件数 50件
カワウ、サ ギ、カラス	生活被害に関する 苦情件数 3件	生活被害に関する 苦情件数 1件

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>揖斐郡猟友会と連携し、わな及び銃器による被害防止捕獲を実施している。</p> <p>ニホンジカの個体数調整捕獲事業を平成25年度から実施している。令和7年度からは伊吹山周辺地域を特別区域に位置付け、捕獲圧を特に高めている。</p> <p>ニホンザルについては、捕獲用大型檻による群れの一斉捕獲を実施している。また、ニホンザルの個体数調整捕獲事業を令和6年度から実施している。</p>	<p>捕獲従事者が高齢化しており、捕獲能力が低下している。これに対し、鳥獣の個体数や生息域が拡大しており、これまで通りの捕獲体制では人手不足も懸念される。</p> <p>ツキノワグマに精通し、かつ射撃技術が高い猟銃所持者が少なく、緊急銃猟時の人手不足が懸念される。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>個人及び団体による鳥獣被害防止を目的とした機材（電気柵、ネット等）の購入に対し、補助金を交付している。</p> <p>平成23年度から鳥獣防止柵を各地域に整備している。</p> <p>ニホンザルの被害防除対策手法を普及しており、花火、爆竹、エアガンを用いた複数人での追い払いや、放任果樹の除去等の生息環境管理が地域で実施されている。</p>	<p>柵が正しく設置されていない農地や、維持管理が適切に実施されていない地域が存在する。</p> <p>ニホンザルの追い払いが効果的に実施されていない地域が存在する。</p> <p>所有者不明又は所有者の同意が困難なことによる放置された放任果樹が各地域に存在し、鳥獣を誘引する原因となっている。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・被害状況の正確な把握・分析
被害状況の把握精度向上のため、集落アンケートや被害現場でのヒアリング等により被害状況の正確な把握に努める。また、事業前後での被害状況の比較により、事業効果を検証する。
- ・ニホンザルの生息状況の正確な把握・分析
ニホンザルに対するGPS首輪を用いた生息状況調査を継続し、効果的な捕獲及び被害防除対策に活用する。
- ・捕獲体制の強化
捕獲の効率化を図り、大型囲いわなや大型箱わな、小型箱わなの導入・移設を実施する。
捕獲従事者の育成に向け、狩猟免許取得の補助及び銃取得への補助を実施する。
猟銃による捕獲従事者の確保・育成、捕獲技術の向上を図り、射撃場を活用し、射撃実習を実施する。
ツキノワグマに精通する捕獲従事者の育成のため、講習会を実施する。
- ・ニホンジカの捕獲圧の向上
伊吹山周辺地域を中心として町内全体的に捕獲圧を高める。
- ・持続的な集落環境の維持
鳥獣防止柵は設置から長期間経過しているため、維持管理が肝要である。各自治会及び農業集落に対し、中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の活用を働きかけ、維持管理体制を持続させる。
個人農地への防除効果の向上が、集落全体に影響するため、被害防止機材の購入への補助制度を強化し、地域住民を主体とした対策を推進する。
- ・ノウハウの普及啓発
地域住民に対し、正しい柵の設置・維持管理、追い払い手法の習得のための情報発信を行う。
サル対策に関しては、集落単位での研修会を開催することにより、集落一体となったサルの被害防除対策の強化を期待する。個人向けの専門講座を開催することにより、優れたノウハウを身に付けた「サル対策上級者」を各地域に生み出し、個人から集落全体への波及効果を期待する。
- ・町民への定期報告
町民の当事者意識の醸成と対策意識の向上を目的とし、町の広報紙やホームページ等により、被害状況や事業内容、事業効果を定期的に報告する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

揖斐川町被害防止捕獲隊員、 揖斐郡ツキノワグマ被害防止 捕獲隊員	町からの捕獲依頼に応じ、捕獲対応を行 う。
揖斐川町鳥獣被害対策実施隊	H24. 2. 17に組織した揖斐川町鳥獣被害対 策実施隊を中心に、防護柵の整備等の普及 啓発や追払い活動を行い、農作物への被害 防止について取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者
団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲
に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資
料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持
させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～10年度	イノシシ、ニホンジ カ、ニホンザル、タ ヌキ、アライグマ、 ハクビシン、イタ チ、ヌートリア、ア ナグマ、ツキノワグ マ、カワウ、サギ、 カラス	捕獲の効率化を図り、囲いわなや箱 わなの導入・移設を実施する。 捕獲従事者の育成に向け、狩猟免許 取得の補助及び銃取得への補助を実施 する。 猟銃による捕獲従事者の確保・育 成、捕獲技術の向上を図り、射撃場を 活用し、射撃実習を実施する。 ツキノワグマに精通する捕獲従事者 の育成のため、講習会を実施する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①イノシシ イノシシは豚熱の影響を受け個体数が減少したことで、豚熱発生以前ほどの被害はみられないが、今後は環境中へのワクチン散布により免疫を獲得し、個体数が回復することが見込まれる。</p>
<p>②ニホンジカ 伊吹山周辺地域を中心として町内全体的に捕獲圧を高める。</p>
<p>③ニホンザル 捕獲個体以外の残存個体による学習（スレ）及び群れの分散を防ぐため、囲いわなでの一斉捕獲を実施し、群れの消滅又は管理しやすい頭数（30頭以下）への減少を目指す。現存する加害群れの生息頭数と、性年齢別頭数から導出した出産率から推定頭数を算出した上で、群れの特性に応じて設定した捕獲目標頭数を算出する。 なお、くくりわなや小型箱わなによる単独捕獲は、特定の加害個体（ハナレザル）を例外として、原則として認めない。</p>
<p>④タヌキ、アライグマ、ハクビシン、イタチ、ヌートリア、アナグマ 通年にわたり市街地やその周辺農地での農業被害及び生活被害が発生しているため、加害個体を捕獲する必要がある。</p>
<p>⑤ツキノワグマ 人身被害を及ぼす可能性のある危険個体の排除を目的とした、必要最小限の捕獲を行う必要がある。</p>
<p>⑥カワウ 稚魚（アユ・アマゴ）放流後の飛来数が増加する様子が確認されているため、飛来時期における加害個体を捕獲する必要がある。</p>
<p>⑦サギ、カラス 地域住民による継続的な追い払い活動により被害は一時的に減少しているが、将来的に地域住民の生活圏内に飛来・営巣し、生活被害を発生させる可能性がある。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	2, 200頭	2, 200頭	2, 200頭
ニホンザル	120頭	90頭	60頭
タヌキ、アライグマ、ハクビシン、イタチ、ヌートリア、アナグマ	100頭	100頭	100頭
ツキノワグマ	30頭	30頭	30頭
カワウ	30羽	30羽	30羽
サギ、カラス	0羽	0羽	0羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣の加害個体に対する被害防止捕獲は通年実施する。</p> <p>ニホンジカ及びニホンザルにおいては、個体数管理を目的として個体数調整捕獲を実施する。ニホンジカの個体数調整捕獲は、通常区域においては11月～3月の狩猟期中の実施を基本とする。特別区域である伊吹山周辺地域においては捕獲期間を拡大し、6月～3月の実施を基本とする。ニホンザルの個体数調整捕獲は、6月～3月の実施を基本とする。</p> <p>捕獲方法は、イノシシ及びニホンジカについては箱わな、くくりわな又は銃器を使用する。ニホンザルについては、大型囲いわな又は大型箱わなの使用を基本とし、特定個体の捕獲を目的とした場合のみ、くくりわな又は小型箱わなを使用する。タヌキ、アライグマ、ハクビシン、イタチ、ヌートリア、アナグマについては小型箱わなを使用する。ツキノワグマについては箱わな又は銃器を使用する。カワウについては河川内で銃器を使用する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
揖斐川町	該当しない

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	個人の設置するワイヤーメッシュ又は電気柵 L=500m	個人の設置するワイヤーメッシュ又は電気柵 L=500m	個人の設置するワイヤーメッシュ又は電気柵 L=500m
ニホンジカ	個人の設置するワイヤーメッシュ、ネット又は電気柵 L=2,000m	個人の設置するワイヤーメッシュ、ネット又は電気柵 L=2,000m	個人の設置するワイヤーメッシュ、ネット又は電気柵 L=2,000m
ニホンザル	個人の設置する電気柵又は複合柵 L=2,000m	個人の設置する電気柵又は複合柵 L=2,000m	個人の設置する電気柵又は複合柵 L=2,000m
タヌキ、アライグマ、ハクビシン	個人の設置するワイヤーメッシュ、ネット、トタン又は電気柵 L=500m	個人の設置するワイヤーメッシュ、ネット、トタン又は電気柵 L=500m	個人の設置するワイヤーメッシュ、ネット、トタン又は電気柵 L=500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 10年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS首輪による群れの生息状況調査 6頭群れ程度 ・大型囲いわな又は大型箱わなの設置又は移設 2基程度 ・地域住民、農業者による追払い活動及び集落環境整備並びにこれらの対策手法の普及啓発 ・被害状況や事業内容、事業効果の住民への定期報告
8年度 ～ 10年度	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ、ハクビシン、イタチ、ヌートリア、アナグマ、ツキノワグマ、カワウ、サギ、カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止対策及び集落環境整備等の対策手法の普及啓発 ・被害状況や事業内容、事業効果の住民への定期報告

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

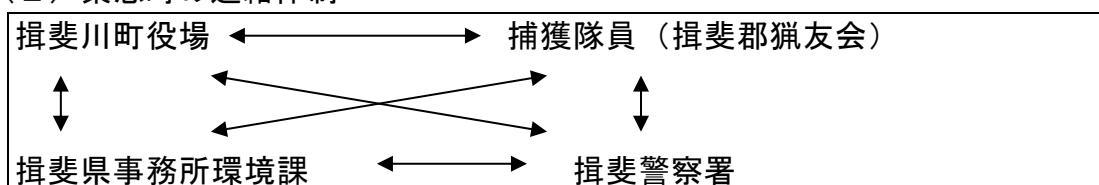
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
揖斐川町役場農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整。施策立案・出没被害に関する情報収集・猟友会との連絡調整。
揖斐川町役場各振興事務所 地域振興課	出没被害に関する情報収集。猟友会との連絡調整。
揖斐川町被害防止捕獲隊員、 揖斐郡ツキノワグマ被害防止捕獲隊員 (揖斐郡猟友会)	被害防止に係る技術指導・情報交換。鳥獣捕獲の実施。
いび川農業協同組合	営農技術指導や情報提供。
揖斐郡森林組合	山林に関する情報提供・被害防止技術の情報

	交換。
揖斐県事務所環境課	特定鳥獣管理計画に基づいた管理施策。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	揖斐川町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
揖斐川町役場農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整。施策立案。
揖斐川町役場各振興事務所地域振興課	出没被害に関する情報収集。猟友会との連絡調整。
揖斐川町被害防止捕獲隊員 (揖斐郡猟友会)	被害防止に関する技術指導・情報交換。鳥獣捕獲の実施。
揖斐川町区長会	各地域の出没状況、被害状況等の情報提供。
揖斐川町農業委員会	農地被害・耕作状況に関する情報提供。
いび川農業協同組合	営農技術指導や情報提供。
一般社団法人岐阜県猟友会	猟銃による捕獲従事者の確保・育成、捕獲技術の向上を図った、射撃場の積極的な活用。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
揖斐県事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
揖斐農林事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
岐阜県自然保護員	有害鳥獣に関する情報提供と鳥獣保護に関する情報提供を行う。
揖斐郡森林組合	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

揖斐川町鳥獣被害対策実施隊を中心に、捕獲、防護柵の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止について取り組む。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案や被害対策を行うとともに、地域住民に対して積極的な参加を促し、集落や各種団体での取り組みを推進していく。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカは、食肉としての利用を推進し、解体処理施設へ搬入する。食肉として利用しないニホンジカ及びイノシシは、捕獲現場での埋設処分、焼却処理施設での焼却処分又は捕獲隊員による自家消費とする。ニホンジカ及びイノシシ以外の対象鳥獣は、捕獲現場での埋設処分又は焼却処理施設での焼却処分とする。

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他必要な被害防止対策に関しては、随時協議会で協議・検討を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。